

平塚市ホームレス自立支援施策の取組方針

1 取組等の経過と取組方針見直しの趣旨

国は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をホームレスと定義し、その問題解決（※1）に資することを目的に、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「特別措置法」という。）」を施行し、15年7月には、特別措置法第8条に規定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を告示しました。基本方針は、その後4回の見直しがされています。また、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法（以下、「困窮者支援法」という。）では、ホームレス自立支援施策は、困窮者支援法に基づく事業として実施することとされました。

神奈川県では、国の基本方針に基づき、特別措置法が策定を規定する「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）」を平成16年8月に策定しました。実施計画は、その後4回の見直しがされています。

本市では、平成12年3月に「平塚市ホームレス対策連絡調整会議」を設置し、13年10月からは、神奈川県と合同で巡回相談を実施し、18年度以降は、月2回単独で巡回相談を実施しています。平成20年3月には、「平塚市ホームレス自立支援施策の取組方針（以下、「取組方針」という。）」を策定し、その後3回の見直しをしています。また、平成27年4月から開始した生活困窮者自立相談支援事業は、ホームレス巡回を含めて平塚市社会福祉協議会に委託しています。さらに、平成31年度（令和元年度）からは困窮者支援法に基づく「一時生活支援事業」を県内NPO法人へ委託して実施しています。

この度、国・県における施策の見直し、本市におけるこれまでの取組状況等も踏まえ、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方（以下、「ホームレス等」という。）が健康で文化的な生活を送れるよう、本人の意思に配慮した自立に向けた支援をさらに計画的に推進するため、本市の「取組方針」の見直しを行います。

（※1）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

《関係法、基本方針、実施計画、取組方針の施行・策定・見直し状況》

特別措置法	国基本方針	県実施計画	市取組方針	困窮者支援法
H14.8 施行	H15.7 策定	H16.8 策定	H20.3 策定	H27.4 施行
	H20.7 見直し	H21.3 見直し	H23.3 見直し	H30.10 改正
H24.6 延長（5年）	H25.7 見直し	H26.3 見直し	H27.3 見直し	
H29.6 延長（10年）	H30.7 見直し	H31.3 見直し	R2.3 見直し	
	R5.7 見直し	R6.3 見直し	R7.2 見直し	

2 取組方針の位置付けと取組期間

本取組方針は、ホームレスに関する課題の実情に応じた施策を実施するため、基本方針及び実施計画に即して策定するものです。そのため、基本方針及び実施計画の期間を踏まえ、本取組方針の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、令和6年3月に策定した「第2期平塚市生活困窮者自立支援計画」では「巡回相談等のホームレス自立支援」を「安心して地域で暮らす仕組みをつくる」施策として位置付け、推進するものとしています。

3 平塚市の状況

（1）平塚市の概況

平塚市は東京から約60km（JR東海道線で約1時間）、神奈川県ほぼ中央南部に位置し、4市3町と接していることなどから、都心・近隣への移動が比較的容易であり、古くから商工業地・住宅地として発展してきました。市形は約4.8kmの海岸線から西北に広がる扇形で、大部分は相模川と金目川の下流域に発達した平野、それを取り囲む台地や丘陵から形成されており、気候的にも四季温かな気候に恵まれていることから、県内で6番目に多い人口を抱える都市となっています。

また、産業的には商・工・農業の均衡のとれた複合都市ですが、令和2年度の国勢調査時において第2次産業（製造業、建設業等）に従事する方の割合が全国・神奈川県に比べ高くなっていることから、商工業都市としての側面がやや強くみられます。

参考1 全国、神奈川県、県内各市町村における産業別従事者数および割合
 (令和2年度国勢調査結果(総務省 統計局ホームページより抜粋))

	15歳以上 就業者数	第1次産業 就業者数	第2次産業 就業者数	第3次産業 就業者数	第1次産業 就業者の割合	第2次産業 就業者の割合	第3次産業 就業者の割合
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(%)
全国	65,468,436	2,127,521	15,317,297	48,023,618	3.2	23.4	73.4
神奈川県	4,895,351	37,097	993,108	3,865,146	0.8	20.3	79.0
横浜市	1,999,392	8,802	370,403	1,620,187	0.4	18.5	81.0
川崎市	877,394	3,219	161,426	712,749	0.4	18.4	81.2
相模原市	380,033	2,280	86,279	291,474	0.6	22.7	76.7
横須賀市	193,904	1,800	33,699	158,405	0.9	17.4	81.7
平塚市	131,745	1,932	36,068	93,745	1.5	27.4	71.2
鎌倉市	86,351	615	14,156	71,580	0.7	16.4	82.9
藤沢市	225,772	2,317	49,672	173,783	1.0	22.0	77.0
小田原市	99,409	2,410	23,326	73,673	2.4	23.5	74.1
茅ヶ崎市	123,984	1,024	26,294	96,666	0.8	21.2	78.0
逗子市	27,187	117	3,858	23,212	0.4	14.2	85.4
三浦市	20,944	2,322	3,425	15,197	11.1	16.4	72.6
秦野市	79,388	1,425	21,748	56,215	1.8	27.4	70.8
厚木市	118,166	1,430	31,005	85,731	1.2	26.2	72.6
大和市	127,187	590	27,522	99,075	0.5	21.6	77.9
伊勢原市	54,019	1,193	13,611	39,215	2.2	25.2	72.6
海老名市	70,886	791	18,625	51,470	1.1	26.3	72.6
座間市	70,084	378	15,972	53,734	0.5	22.8	76.7
南足柄市	19,712	545	6,065	13,102	2.8	30.8	66.5
綾瀬市	43,156	506	12,997	29,653	1.2	30.1	68.7
葉山町	15,188	164	2,171	12,853	1.1	14.3	84.6
寒川町	25,313	475	8,352	16,486	1.9	33.0	65.1
大磯町	15,365	329	2,998	12,038	2.1	19.5	78.3
二宮町	13,109	218	2,697	10,194	1.7	20.6	77.8
中井町	4,539	346	1,319	2,874	7.6	29.1	63.3
大井町	9,004	311	2,464	6,229	3.5	27.4	69.2
松田町	5,684	148	1,423	4,113	2.6	25.0	72.4
山北町	5,011	307	1,444	3,260	6.1	28.8	65.1
開成町	9,284	193	2,565	6,526	2.1	27.6	70.3
箱根町	6,832	77	598	6,157	1.1	8.8	90.1
真鶴町	3,203	91	577	2,535	2.8	18.0	79.1
湯河原町	11,254	331	1,746	9,177	2.9	15.5	81.5
愛川町	21,505	358	8,254	12,893	1.7	38.4	60.0
清川村	1,347	53	349	945	3.9	25.9	70.2

(2) 平塚市におけるホームレスの状況

ホームレスの数は全国的に減少傾向にあり、本市においても平成19年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査(以下、「全国調査」という。)において122人が確認されたのをピークに、令和6年1月実施の全国調査においては21人が確認され、その数はピーク時の6分の1近くにまで減少しています。

減少傾向にあるものの、神奈川県は全国の都道府県で3番目にホームレスが多く、平塚市はその神奈川県内で3番目にホームレスが多い自治体となっていることから、全国の中でも平塚市はとりわけ「ホームレスが多い地域」であるといえます。

ホームレスの高齢化や長期化といった全国的な傾向は平塚市でも同様に見られ、また、その起居する場や形態は様々であることが確認出来ています。

参考2 全国、神奈川県、平塚市のホームレス数推移（ホームレス全国調査公表数値より）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	3,992	3,824	3,448	3,065	2,820
神奈川県	719	687	536	454	420
平塚市	35	38	23	21	21

参考3 都道府県別のホームレス数（ホームレス全国調査公表数値より）

都道府県	R6年調査				R5年調査	R6-R5 増▲減	R4年調査	R3年調査	R2年調査
	男	女	不明	計					
北海道	21	5	8	34	35	▲1	35	36	32
青森県	0	0	0	0	1	▲1	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	1	▲1	0	2	3
宮城県	66	6	8	80	88	▲8	89	77	74
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	4	0	1	5	9	▲4	6	10	14
茨城県	5	0	2	7	13	▲6	13	17	18
栃木県	12	1	3	16	16	0	19	17	22
群馬県	11	0	0	11	10	1	11	21	18
埼玉県	99	3	5	107	109	▲2	130	145	152
千葉県	98	12	11	121	126	▲5	130	136	145
東京都	583	41	0	624	661	▲37	770	862	889
神奈川県	399	21	0	420	454	▲34	536	687	719
新潟県	0	0	0	0	0	0	1	9	10
富山県	6	0	0	6	4	2	5	4	3
石川県	-	-	-	-	2	-	3	3	7
福井県	1	0	0	1	0	1	0	1	1
山梨県	2	1	0	3	1	2	2	3	2
長野県	4	0	0	4	0	4	0	2	2
岐阜県	2	0	0	2	3	▲1	4	6	13
静岡県	30	3	2	35	47	▲12	49	49	62
愛知県	82	8	20	110	136	▲26	136	157	181
三重県	2	1	0	3	2	1	6	5	13
滋賀県	1	0	0	1	0	1	0	0	0
京都府	32	4	5	41	58	▲17	59	54	57
大阪府	816	39	1	856	888	▲32	966	990	1,038
兵庫県	42	5	4	51	52	▲1	75	100	94
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
和歌山県	5	0	2	7	9	▲2	11	12	10
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	1	0
島根県	1	0	0	1	0	1	0	0	0
岡山県	12	0	0	12	8	4	10	16	16
広島県	18	2	0	20	23	▲3	27	23	32
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	2
徳島県	2	0	0	2	2	0	5	3	5
香川県	4	0	0	4	5	▲1	5	4	3
愛媛県	2	0	0	2	4	▲2	2	3	3
高知県	2	0	0	2	2	0	4	3	0
福岡県	149	14	0	163	213	▲50	248	268	260
佐賀県	4	0	0	4	7	▲3	8	11	9
長崎県	0	0	0	0	1	▲1	0	1	1
熊本県	2	0	0	2	6	▲4	9	15	13
大分県	2	0	0	2	1	1	3	3	3
宮崎県	2	0	0	2	3	▲1	4	3	2
鹿児島県	8	1	0	9	14	▲5	16	13	11
沖縄県	44	5	1	50	51	▲1	51	52	52
合計	2,575	172	73	2,820	3,065	▲245	3,448	3,824	3,992

※令和6年は能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値である。

参考4 神奈川県内市町村別ホームレス数（ホームレス全国調査公表数値より）

（単位：人）

市町村名	性 別			合計 (A)	R05年 1月 の数 (B)	R04年 1月 の数 (C)	1年前 との 増減 (A-B)	2年前 との 増減 (A-C)
	男	女	不明					
1 横浜市	222	16	0	238	247	285	△ 9	△ 47
2 川崎市	116	4	0	120	132	161	△ 12	△ 41
3 相模原市	6	1	0	7	8	11	△ 1	△ 4
4 横須賀市	4	0	0	4	6	4	△ 2	0
指定・中核市計	348	21	0	369	393	461	△ 24	△ 92
5 平塚市	21	0	0	21	21	23	0	△ 2
6 鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0
7 藤沢市	4	0	0	4	7	12	△ 3	△ 8
8 小田原市	4	0	0	4	5	4	△ 1	0
9 茅ヶ崎市	5	0	0	5	7	8	△ 2	△ 3
10 逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0
11 三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
12 秦野市	0	0	0	0	1	1	△ 1	△ 1
13 厚木市	10	0	0	10	10	17	0	△ 7
14 大和市	0	0	0	0	0	0	0	0
15 伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0
16 海老名市	3	0	0	3	4	2	△ 1	1
17 座間市	0	0	0	0	1	0	△ 1	0
18 南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0
19 綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0
市部計	47	0	0	47	56	67	△ 9	△ 20
20 葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0
21 寒川町	1	0	0	1	0	1	1	0
22 大磯町	1	0	0	1	3	4	△ 2	△ 3
23 二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0
24 中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
25 大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
26 松田町	0	0	0	0	0	0	0	0
27 山北町	0	0	0	0	0	0	0	0
28 開成町	0	0	0	0	0	0	0	0
29 箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
30 真鶴町	1	0	0	1	1	0	0	1
31 湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0
32 愛川町	1	0	0	1	1	3	0	△ 2
33 清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	4	0	0	4	5	8	△ 1	△ 4
県所管計	51	0	0	51	61	75	△ 10	△ 24
合計	399	21	0	420	454	536	△ 34	△ 116
	95.0%	5.0%	0.0%	100.0%				

4 これまでの取組の評価と見直しにおける課題

取組方針の見直しに当たっては、これまでの取組の評価を行うことでその後の方針に反映させることとなります。そこで、令和5年度における本市の取組、各種統計等も踏まえ評価及び今後の検討を行いました。

(令和5年度の実施状況等のデータについては、「資料編」参照。)

(1) これまでの取組の評価

本市では、ホームレス等に対し、定期巡回、窓口及び電話での相談を行うほか、風水害後の状況確認や体調不良等の情報があった際には臨時巡回を行うことにより、本人の生活実態や抱える様々な問題の把握に努めてきました。その上で、各種制度等に関する情報提供を行い、それを活用することなどによる自立に向けた支援を、本人の意思を踏まえて計画的に行ってきました。

また、平成27年度に施行された困窮者支援法に基づき、住居確保給付金や一時生活支援事業といった住まいに関する支援事業や、その他就労や家計に関する支援事業を行うことで、新たにホームレスにならないための支援も行ってきました。

ホームレスの長期化や高齢化に伴う健康状態の悪化から、医療機関への受診・入院が必要となった際にも、状況に応じて生活保護や緊急医療援護事業の実施などを行うとともに、医療機関と合同で巡回相談を行って身体的・精神的な健康状態を把握し、医療機関が実施する無料低額診療事業を利用できるよう調整を行うことで受診の促進に努めてきました。

なお、庁内外のホームレスが起居する場の施設管理者や市内の支援団体等とは個人情報に配慮した上での意見交換や情報共有を行うことで、効果的な支援に向けた体制づくりにも努めてきました。

全国調査におけるホームレスの数は前回の取組方針見直し時（平成31年度）の35人から直近（令和5年度）では21人となり、14人減少しました。このことのみでこれまでの取組に効果があったという評価はできず、また、各取組はその効果が数字では表れない内容も多くありますが、ホームレスの自立のほか、新たなホームレスの防止やホームレスへの理解増進等様々な面で、各取組を行ったことによる一定程度の効果はあったものと思われま

(2) 取組方針見直しにおける課題

全国調査におけるホームレスの数は全国、神奈川県、平塚市とも減少傾向にあるものの、高齢化や長期化は一層進んでいる傾向にあります。

その形態は一定の場に起居する方以外に、移動しながら生活する方のほか、終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している方の存在も想定されるなど様々です。起居する場についても公園や駅のほか、海岸砂防林や河川敷など様々です。当然ながら、事情等の状況や意思についても各個人で異なります。

年齢層が高くなるほど、現状を変える意思は低くなる傾向にあることが令和3年11月実施の全国調査からも分かっており、その結果として長期化すると、健康状態の悪化

につながることから、福祉・医療関係機関と連携した様々なアプローチをする必要が生じています。

また、形態や起居する場等の多様化については、全ての方に対して同じアプローチをするのではなく、各個人の状況や意思を踏まえた最適な支援を行う必要があるため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度による公的な支援を行うほか、支援団体、医療機関や福祉施設等の関係機関と十分に連携をしながら、様々な社会的な支援を行うなど、各個人に合わせた支援を行う必要があります。

また、ホームレスから脱却したものの、再びホームレスになる方もおり、生活保護などの制度活用後、または活用しない場合も、関係機関と一体となって、残る課題の解決に向けた支援を継続的に行う必要があります。

このように、ホームレスに対する自立支援には多くの課題があり、行政のみで解決することは困難であるため、市民、支援団体、医療機関、福祉施設等の関係機関と行政が課題を共有し、それぞれが自らの課題として主体的に取り組むとともに、関係機関と行政が連携することによる多角的な支援を行うことが重要になります。

5 取組方針の基本的考え方

本市においては、ホームレス等が地域社会で健康で文化的な生活を送れるよう、各個人の状況に応じた自立支援を、本人の意思に配慮しながら、行政、ホームレスに関わる団体、関係機関等が連携し、多角的かつ継続的に行うことを目標とし、次の3つの基本的な考え方に基づき支援を実施します。

- (1) 人権擁護及び安全・安心な生活環境の確保
- (2) 一人ひとりの多様な状況に応じた継続的な支援
- (3) ホームレス自立支援施策の推進体制の構築

6 ホームレス自立支援のための個別施策

- (1) 人権擁護及び安全・安心な生活環境の確保

ア 人権擁護

「平塚市人権施策推進指針」に基づき、学校教育や社会教育において、ホームレスの人権に配慮した学習の機会等の充実に努めるとともに、人権に関する啓発資料を、学校や社会教育施設等に配布する等、人権教育を積極的に推進します。

また、市民団体等からの依頼に基づき生活困窮者自立支援制度の説明を行う中で、ホームレスの状況や課題についての理解増進に努めます。

イ 安全・安心

ホームレスに関係する事件や事故を防止するとともに、地域住民等の不安感を解消し、ホームレスと地域住民相互の安全・安心を確保するため、ホームレスの起居する場を管理する施設管理者や支援機関等と連携して巡回相談を実施し、ホームレスの生活状況等の実態把握に努めます。

その上で、本人の意思を踏まえながら、各種制度に関する情報提供を行うことなどで、生活の場を確保できるよう努めます。

なお、脱却の意思がないホームレスに対しても、粘り強く巡回相談を実施し、顔の見える関係を築くことで、実態や意思の変化を把握できるよう努めます。

ウ 自立後の生活における生活環境の確保

ホームレス等が、失った地域社会とのつながりを自立後の生活で再び取り戻すための支援について、関係機関等と連携を図りその方策を検討した上で実施します。

(2) 一人ひとりの多様な状況に応じた継続的な支援

ア ホームレス等に関する相談

ホームレス等に対しては、経済的問題はもとより社会的問題や福祉的問題などの本人を取り巻く状況を把握するため、自立相談支援事業による巡回・窓口・電話相談を行います。ホームレス生活は、その期間が長期化するとホームレスからの脱却が難しくなることから、早期の段階で巡回相談を行うように努めていますが、既にホームレス生活が長期に及んでいる方に対しては、長期的視野に立った継続的な相談活動も行います。また、ホームレスから脱却後の生活に課題が残る方についても必要に応じて継続的に相談支援を行います。

なお、支援に関する情報提供は日頃から広報、ホームページやSNS等を活用して広く行いますが、巡回相談時には直接チラシを配布するなど、支援を必要とする方に必要な情報が確実に行き渡るよう努めます。

- (ア) 起居する場が把握できているホームレスについては、各施設管理者や支援団体等の関係機関と連携を図り、個人情報に配慮した上で情報を共有し、相談活動に当たります。
- (イ) 移動して生活するホームレスについても、起居する場が把握できているホームレスと同様に、関係機関と情報を共有し、接触できる時間や場所の把握に努めた上で、相談活動に当たります。
- (ウ) 終夜営業施設で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、ホームレスになるおそれがある方については、営業施設側に理解、協力を求めながら実態把握に努め、対策を講じた上で相談活動に当たります。

イ 生活保護の適正実施

生活保護の実施については、居住地がないことや、働ける能力があることのみをもって生活保護の要件に欠けるものでないことを踏まえ、状況に即して健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

また、居宅において日常生活を送ることが可能な方については、その実現に向け必要な保護を実施するとともに、関係機関等と連携し、その方が再びホームレスになることがないよう、居宅生活の継続、就労機会の確保等必要な支援を行います。

ウ 医療の確保

ホームレス等が適切な医療が受けられるよう、医療機関等と連携を図るとともに、医療をきっかけにした自立支援に努めます。

なお、ホームレスの健康状態については、自立相談支援機関で定期的に行う巡回相談のほか、医療機関と合同で行う巡回相談で、その把握に努めます。

(ア) 緊急に外来医療を必要とする方には、緊急医療援護事業又は医療機関が実施する無料低額診療事業を活用し、医療の確保を行います。

また、その結果継続的な治療又は入院が必要な方については、福祉・医療機関等と連携を図り、その方の状況に応じ生活保護の適用等必要な支援を行います。

(イ) アルコール依存症等精神疾患を抱えている方、健康に関し不安がある方については、医療機関と連携して巡回相談を行い、疾患の早期発見に努めるとともに、適切な受診の促進を図ります。

(ウ) 医療をきっかけとして自らの健康づくりの意識づけ、また、自立の意思が芽生えるよう、医療機関と連携し体制づくりに努めます。

エ 就労支援

ホームレス等が生活するための収入を確保できるよう、関係機関と連携して就労に向けた支援をすることで、就労をきっかけにした自立支援に努めます。

(ア) ハローワーク等関係機関との連携を図り、就労先等の情報提供を行い、個別のニーズに対応した就労支援を行います。なお、一般就労を希望しない方についても、さまざまな就労形態を尊重し、可能な範囲の支援を行います。

(イ) 困窮者支援法に基づく住居確保給付金や生活保護制度活用の可能性のある方については、巡回・窓口・電話相談時に制度に関する情報提供及び活用の支援等を行います。住居確保給付金においては、社会福祉協議会・ハローワーク・行政等関係機関が連携し就労支援員等による就労支援を行います。また、生活保護においては、自立支援プログラムにより就労支援員を活用した効果的な就労支援を行います。

(ウ) 就職活動を行うまでに至っていない状態の方に対しては、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった「生活困窮者就労準備支援事業」、また、さまざまな事情から今すぐに一般企業等で働くことが難しい方に対しては、訓練としての就労体験や支援付きの雇用を提供する「生活困窮者認定就労訓練事業」を活用し、段階的に就労支援を行います。

オ 安定した居宅の確保に向けた支援

個々の状況に応じた居宅を確保するとともに、安定した居宅生活の継続に向け必要な支援を行います。

(ア) 住居確保給付金等の制度の活用について、就労状況等各個人の状況に応じて検討及び案内し、自立した居宅生活を送れるよう支援します。

(イ) 居宅生活が困難な場合、関係機関等と連携し個別の意思やニーズを確認し、救護施設、更生施設等の社会福祉施設や、女性相談所、無料低額宿泊施設、日常生活支援

住居施設、民間シェルターの活用ができるよう支援します。

- (ウ) 高齢のホームレスに対し、関係機関等と連携し個別のニーズに即した支援を行い、ホームレスを含む低額所得者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を活用し、安定した居宅生活を確保するとともに、必要に応じ養護老人ホーム等の福祉施設入所を支援します。
- (エ) 社会福祉施設等入所後に、各種福祉制度や雇用施策の利用、就労等一定の要件を満たし、居宅入居契約が可能になった方に対し、安定した居宅生活を確保するとともに、継続して地域生活が送れるように、民間支援団体とともに協力し、自立に向け支援します。
- (オ) 住居を失った方、または終夜営業施設で寝泊まりする等で一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業により、一定期間内に限り、宿泊場所の供与及び衣類その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供を行うことで、自身で住居を確保し、自立するまでの間、ホームレス状態とならないよう支援します。

カ 性別や性の多様性等に配慮した支援

女性のホームレスについては、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、一時生活支援事業の活用、また、必要に応じて庁内で女性保護事業を実施する部署と連携した支援を行います。

なお、個々の性的指向や性自認等の事情に配慮した支援についても、セクシュアルマイノリティの人権に配慮し、関係部署と連携して行うよう努めます。

キ 国籍等に配慮した支援

外国籍の方等で日本語が分からない方に対しては、タブレット端末による翻訳サービスを活用した相談を生活困窮者自立支援相談窓口で行っています。この他、外国籍市民相談窓口においても相談者を生活困窮者自立支援相談窓口につなぐよう連携しており、引き続き国籍等に配慮した支援を関係部署と連携して行うよう努めます。

(3) ホームレス自立支援施策の推進体制の構築

ア 平塚市生活困窮者自立支援懇話会

平成31年3月の第1期平塚市生活困窮者自立支援計画策定に伴い設置した「平塚市生活困窮者自立支援懇話会」において、市内のホームレスに関わる団体、医療機関、ハローワークやその他福祉施設等が、相互に情報や課題等について共有することで、ホームレスを含む生活困窮者の包括的な自立支援を推進します。

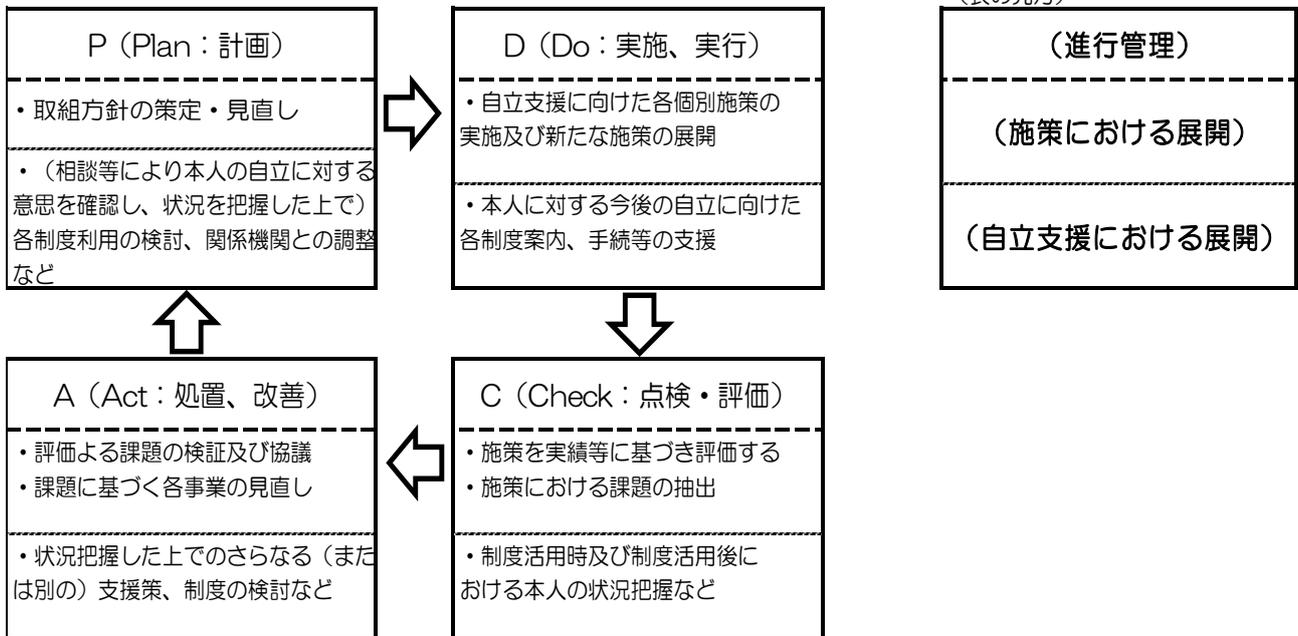
イ 関係機関との連携

平塚市生活困窮者自立支援懇話会においてのみでなく、日頃の活動の中でも懇話会及びその他の関係機関と情報や課題等について共有するなど連携を図ります。

7 取組方針の進行管理

効果的な施策の展開及び評価を行うため、庁内外関係機関との意見交換及び既存の推進体制を活用します。施策及び自立支援に伴う課題の抽出や、検証及び協議等進行管理については、下図のとおりです。

図2 施策及び自立支援における進行管理（イメージ）



資料編

1 令和5年度巡回相談事業実績（ホームレス巡回相談データより）

令和5年度は、定期の巡回相談を24回、臨時の巡回相談を7回行いました。うち夜間の巡回も1回行い、35人（延べ126人）のホームレスと面接しました。

なお、ホームレスの人数は10人減少したことが確認できました。

（1）巡回相談状況（延べ263人）

日時	巡回種別等	面接件数	年齢30代	40代	50代	60代	70代～	不明	不在件数	訪問件数
R5.4.14	定期巡回	6	0	0	1	1	3	1	6	12
R5.4.28	定期巡回	8	0	1	0	1	2	4	2	10
R5.5.12	定期巡回	6	0	0	2	0	4	0	3	9
R5.5.26	定期巡回	5	0	1	0	1	2	1	2	7
R5.6.14	定期巡回(医療機関同行)	4	0	0	0	0	3	1	6	10
R5.6.23	定期巡回	5	0	1	0	0	3	1	3	8
R5.7.14	定期巡回	4	0	0	0	0	2	2	4	8
R5.7.27	定期巡回	3	0	1	0	1	1	0	4	7
R5.8.10	定期巡回	4	0	0	0	0	3	1	4	8
R5.8.25	定期巡回	5	0	1	0	2	2	0	9	14
R5.9.15	定期巡回	5	0	0	0	0	4	1	4	9
R5.9.29	定期巡回	3	0	0	0	0	2	1	5	8
R5.10.13	定期巡回	4	0	1	0	0	3	0	4	8
R5.10.19	定期巡回(医療機関同行)	7	0	0	0	1	4	2	5	12
R5.11.6	定期巡回	9	0	1	0	2	3	3	6	15
R5.11.22	臨時巡回	0	0	0	0	0	0	0	5	5
R5.11.28	臨時巡回	1	0	0	0	1	0	0	1	2
R5.11.29	定期巡回	3	0	0	0	0	3	0	9	12
R5.12.1	臨時巡回	1	0	0	0	1	0	0	0	1
R5.12.2	臨時巡回	1	0	0	0	1	0	0	0	1
R5.12.5	臨時巡回	0	0	0	0	0	0	0	1	1
R5.12.7	臨時巡回	1	0	0	0	1	0	0	1	2
R5.12.8	臨時巡回	1	0	0	0	1	0	0	0	1
R5.12.8	定期巡回	5	0	1	0	1	2	1	9	14
R5.12.22	定期巡回(医療機関同行)	7	0	1	1	2	1	2	9	16
R6.1.12	定期巡回(夜間巡回)	5	0	0	0	2	0	3	0	5
R6.1.31	定期巡回	3	0	0	0	2	1	0	8	11
R6.2.9	定期巡回	6	0	0	1	1	3	1	6	12
R6.2.29	定期巡回(医療機関同行)	5	0	0	2	2	1	0	7	12
R6.3.8	定期巡回	5	0	1	0	1	1	2	5	10
R6.3.28	定期巡回	1	0	0	0	0	1	0	9	10
合 計		126	0	10	7	25	54	30	137	263

(2) 年代及びエリア（面接数35人）

	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
砂防林	16			1	3	3	8		1
道路									
河川敷	5						1		4
公園	5			2		2		1	
平塚駅	3					1			2
その他	6					1	1		4
合計	35			3	3	7	10	1	11

(3) 減少したホームレスの内容（減少数10人）

(エリア別)

エリア	人数
砂防林	4
河川敷	0
公園	4
道路	0
駅舎	0
その他	2
合計	10

(事由別)

事由	人数
生活保護受給	7
自立(親族による扶養等を含む)	2
連絡なく退去等で不明	1
死亡	0
合計	10

(行先別)

行先	人数
一般居宅(親族・知人宅等を含む)	3
無料低額宿泊施設	4
老人ホーム等保護施設	0
医療機関入院	2
連絡なく退去等で不明	1
死亡	0
合計	10

2 令和3年度ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の平塚市結果抜粋

※調査内容の一部のみを回答した人を含む13人分

(1) ホームレスの期間

1年未満	0
1年以上3年未満	0
3年以上5年未満	0
5年以上8年未満	1
8年以上10年未満	0
10年以上15年未満	6
15年以上	6
不明	0
合計	13

(2) 収入を得るための手段

建設日雇	2
廃品回収(アルミ缶・ダンボール・粗大ごみ・本集め)	6
運輸日雇(運搬作業、引越し等)	0
その他雑業(看板持ち・チケットならび・雑誌の販売など)	0
その他	0
なし	5
合計	13

(3) 野宿理由（複数回答）

倒産や失業	2
仕事が減った	0
病気・けがや高齢で仕事ができなくなった	1
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	0
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	2
上記5項目以外の理由で収入が減った	0
借金取立により家を出た	1
アパート等の家賃が払えなくなった	2
契約期間満了で宿舎を出た	0
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	0
差し押さえによって立ち退きさせられた	0
病院や施設などから出た後行き先がなかった	0
家族との離別・死別	3
家族関係悪化	1
飲酒、ギャンブル	0
その他	1(自由に移動したい)
合計	13

(4) 居所の形態

廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設	11
ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている	0
簡単に敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている	0
寝場所はつくらない	0
その他	2(車上生活1、橋の下1)
合計	13

(5) - 1 ホームレス以前の職業

管理的職業従事者(会社・団体役員、工場長、支店長、管理職など)	0
専門的・技術的職業従事者(建築士、測量士、教師、公認会計士、プログラマーなど)	1
事務従事者(一般事務、経理事務など)	1
販売従事者(小売、卸売店主、店員、勧誘員、外交員、営業など)	0
サービス職業従事者(理美容師、調理人、クリーニング工、ホテル従業員、バーテンダー、アパート管理人など)	1
保安職業従事者(警察、自衛官、看守、消防員、警備員など)	0
農林漁業従事者(農業、漁業など)	0
生産工程従事者(プレス工、機械組立工、食品製造工、洋服仕立工など)	4
輸送、機械運転従事者(運転手、機関士など)	0
建設・採掘従事者(大工、とび、左官、畳職、配管工、電気工、クレーン運転工、炭鉱夫など)	2
運搬・清掃・包装等従事者(新聞配達、宅配便運転手、倉庫作業、荷役作業、廃品回収、ビル・建物清掃、道路・公園清掃など)	0
その他	0
職業なし	0
合計	9

(5) - 2 その時の立場

経営者・会社役員	1
自営・家族従業者	0
常勤職員・従業員(正社員)	8
臨時・パート・アルバイト	0
日雇	0
その他	0
合計	9

(6) - 1 今後の希望

アパートに住み、就職して自活したい	0
寮付の仕事で自活したい	0
就職することはできないので何らかの福祉(生活保護や施設入所等)を利用して生活したい	1
アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけない	1
入院したい	0
家族の元に戻りたい	1
今のままでいい(路上(野宿)生活)	6
わからない	1
その他	3(年金生活1、家を持つ1、働く1)
合計	13

(6) - 2 「(6) - 1 今後の希望」で「今のままでいい」を選んだ理由

アルミ缶、雑誌集めなどの都市雑業的な仕事があるので暮らしていける	2
今の場所になじんでいる	0
福祉の支援は受けたくない	1
今後のことを考える余裕がない	1
支援を受けられると思っていない	0
その他	2(人間との関わりたくない1、動物と生活したい1)
合計	6